



平成 26 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 京 衡 機
(旧社名 株式会社テークスグループ)
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 本 勝 三
(コード番号 7719 東証第2部)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 平 岡 昭 一
(TEL. 042-780-1650)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度に係る決算短信等の訂正版の公表に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、過年度決算短信等につきましても公表いたしました。

また、これと併せて、金融商品取引法第 24 条 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様はじめお取引先および関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 104 期 内部統制報告書 (自 平成 21 年 3 月 1 日 至 平成 22 年 2 月 28 日)

第 105 期 内部統制報告書 (自 平成 22 年 3 月 1 日 至 平成 23 年 2 月 28 日)

第 106 期 内部統制報告書 (自 平成 23 年 3 月 1 日 至 平成 24 年 2 月 29 日)

第 107 期 内部統制報告書 (自 平成 24 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 2 月 28 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線 を付して表示しております。

(1) 第104期 内部統制報告書 (自平成21年3月1日至平成22年2月28日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない判断いたしました。

記

当社は、当社の会計監査人との平成26年2月期決算監査に関する協議の過程で、平成21年2月期以降の財務報告において訂正を要する事項があるとの指摘を受け、当該指摘事項を確認・精査した結果、訂正事由の存在が判明したため、過年度の会計処理等を訂正すべきであると判断し、過年度の会計処理等を訂正するとともに平成21年2月期から平成26年2月期までの有価証券報告書及び平成24年2月期から平成26年2月期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、固定資産の減損会計の適用及び関係会社株式の評価において、会計基準の理解が不十分であったこと及び会計上の見積りの客観的な実施過程を十分に保持していなかったことであります。また、連結財務諸表を作成するにあたっての体制及び手続きが不十分であったことであります。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

当事業年度の期末日までに上記の重要な欠陥が是正されていない理由は、訂正事項の発覚が当事業年度の期末日以降であったためであります。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、以下のとおり再発防止措置を講じ、翌事業年度以降の内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

(1) 決算財務報告プロセスの見直し

(2) 決算レビュー委員会の設置

(3) 会計上の見積り等決算業務に関するモニタリング強化

(4) 経理体制の拡充およびスキルアップ

(2) 第105期 内部統制報告書 (自平成22年3月1日至平成23年2月28日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない判断いたしました。

記

当社は、当社の会計監査人との平成26年2月期決算監査に関する協議の過程で、平成21年2月期以降の財務報告において訂正を要する事項があるとの指摘を受け、当該指摘事項を確認・精査した結果、訂正事由の存在が判明したため、過年度の会計処理等を訂正すべきであると判断し、過年度の会計処理等を訂正するとともに平成21年2月期から平成26年2月期までの有価証券報告書及び平成24年2月期から平成26年2月期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、固定資産の減損会計の適用及び関係会社株式の評価において、会計基準の理解が不十分であったこと及び会計上の見積りの客観的な実施過程を十分に保持していなかったことであります。また、連結財務諸表を作成するにあたっての体制及び手続きが不十分であったことであります。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

当事業年度の期末日までに上記の重要な欠陥が是正されていない理由は、訂正事項の発覚が当事業年度の期末日以降であったためであります。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、以下のとおり再発防止措置を講じ、翌事業年度以降の内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

(1) 決算財務報告プロセスの見直し

(2) 決算レビュー委員会の設置

(3) 会計上の見積り等決算業務に関するモニタリング強化

(4) 経理体制の拡充およびスキルアップ

(3) 第106期 内部統制報告書 (自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の会計監査人との平成26年2月期決算監査に関する協議の過程で、平成21年2月期以降の財務報告において訂正を要する事項があるとの指摘を受け、当該指摘事項を確認・精査した結果、訂正事由の存在が判明したため、過年度の会計処理等を訂正すべきであると判断し、過年度の会計処理等を訂正するとともに平成21年2月期から平成26年2月期までの有価証券報告書及び平成24年2月期から平成26年2月期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、固定資産の減損会計の適用及び関係会社株式の評価において、会計基準の理解が不十分であったこと及び会計上の見積りの客観的な実施過程を十分に保持していなかったことであります。また、連結財務諸表を作成するにあたっての体制及び手続きが不十分であったことであります。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。

当事業年度の期末日までに上記の重要な欠陥が是正されていない理由は、訂正事項の発覚が当事業年度の期末日以降であったためであります。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するために、以下のとおり再発防止措置を講じ、翌事業年度以降の内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

(1) 決算財務報告プロセスの見直し

(2) 決算レビュー委員会の設置

(3) 会計上の見積り等決算業務に関するモニタリング強化

(4) 経理体制の拡充およびスキルアップ

(4) 第 107 期 内部統制報告書 (自 平成 24 年 3 月 1 日 至 平成 25 年 2 月 28 日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、当社の会計監査人との平成 26 年 2 月期決算監査に関する協議の過程で、平成 21 年 2 月期以降の財務報告において訂正を要する事項があるとの指摘を受け、当該指摘事項を確認・精査した結果、訂正事由の存在が判明したため、過年度の会計処理等を訂正すべきであると判断し、過年度の会計処理等を訂正するとともに平成 21 年 2 月期から平成 26 年 2 月期までの有価証券報告書及び平成 24 年 2 月期から平成 26 年 2 月期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、固定資産の減損会計の適用及び関係会社株式の評価において、会計基準の理解が不十分であったこと及び会計上の見積りの客観的な実施過程を十分に保持していなかったことであります。また、連結財務諸表を作成するにあたっての体制及び手続きが不十分であったことであります。

以上のことから、当社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの一部に関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当事業年度の期末日までに上記の開示すべき重要な不備が是正されていない理由は、訂正事項の発覚が当事業年度の期末日以降であったためであります。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、今回の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止措置を講じ、翌事業年度以降の内部統制の整備・運用を強化し、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

(1) 決算財務報告プロセスの見直し

(2) 決算レビュー委員会の設置

(3) 会計上の見積り等決算業務に関するモニタリング強化

(4) 経理体制の拡充およびスキルアップ

以上